

## 外国人の就労ビザ発給に関する課題

### <外食産業>

- 課題：現行の外国人労働者受け入れのスタンスは、「非日本食シェフの経験者」のみを受け入れるもの
  - ・ 現状の料理人向け「技能ビザ」の発給は、本国で10年の経験を持つ「外国料理」の熟練技能者のみ。特に日本食レストランは、外国人の料理人としての雇用が認められない
  - ・ 調理学校を卒業後の外国人料理人の殆ども、国内での就業が不可能。
  - ・ これらの結果、日本の外食産業（含む日本食レストラン）が外国人を料理人として雇用し、海外展開要員に育成することができない
- 要望：料理人に対する就労ビザの発給要件緩和（移民制度におけるポイントの付与、など）
  - ・ 国内の調理学校卒業者、および海外で同等の経験を持つ料理人を対象
  - ・ 料理の種類と国籍・就業地の紐付けを撤廃し、一定の要件を満たせば料理の種類・料理人の国籍にかかわらずに外国人の就業を可能とする

### <ファッション産業>

- 課題：「ファッション・デザイナー」職の外国人労働者受け入れにも消極的
  - ・ 就労ビザは「国際業務」のカテゴリー。「外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする」という要件が科せられる
  - ・ 本人と雇用主の双方の審査によるケースバイケースでの判断。実態としては、大学卒および海外での就労経験のある人材の申請は比較的通り易いが、会社法人の専門学校の卒業生にはビザが下りないケースが多い
  - ・ これらの結果、日本のファッション産業が外国人を雇用し商品の国際競争力を高める、あるいは外国人の海外展開・マネジメント要員を育成するハードルが高い（LVMHなど欧州のファッションブランドは外国人に門戸を開き、クリエイティブディレクターやデザイナーの要職に多数の外国人を起用）
- 要望：ファッション産業の専門職種のみ就労ビザの発給要件緩和（移民制度におけるポイントの付与、など）
  - ・ 国内の大学・専門学校卒業者、および海外で同等の教育を受けた人材、および海外で関連産業における実務経験を持つ専門家を対象
  - ・ 「国際業務」カテゴリーとしての申請ではなく、ファッション・デザインの専門職種として日本人と同様に国内での就労を可能とする

## **外食・エンターテインメント産業に関する課題**

### **<都市部のレストラン&カフェのテラス設置利用に関する規制緩和>**

- 課題：現在、街の活性と景観を創造するという観点ではなく、あくまでも食品衛生の観点から、カフェ、レストランにおけるテラス営業は認められていない
  - ・ 東京の道路は一般的に狭く、従って路上等パブリックスペースにおける活用においては、ある程度の限界論は理解できる
  - ・ しかしながら現状は、私的空間においても上記理由から禁止されているのが現状
  - ・ 東京都がしゃれ街条例を制定し一部緩和が見られるものの、その認定には未だハードルが高く、街を活性化し、人と人の交流のある風景を創造している事例はわずかである
  - ・ クリエイティブ化が進む都市間競争において、都市空間に潤いを醸成し、多くのクリエイティブ人材のネットワーク、コミュニティ形成を促す多様なテラス空間は、もはや不可欠なインフラと考えるが、その認識が欠如したままの規制が著しいのが現状である
- 要望：「飲食店営業及び喫茶店営業の野外客席に関する要綱」の撤廃を求めたい

### **<ダンスに対する風営法規制の撤廃>**

- 課題：営業目的の「ダンス」が「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（風営法）の対象として許可制、様々な規制を受ける
  - ・ 1948年の制定時に、「ダンスホールが買売春の取引に使われている」との認識から、「ダンスホール＝風俗営業」とされ規制対象となった
  - ・ クラブシーンは、世界的にも都市文化・クリエイティブ産業の重要な要素（ドイツ・ベルリンのように政策の一環としてクラブの活性化を図るケースもあり）。インバウンド観光の一要素ともなる（アジアから週末に ageHa に通うケースも）
  - ・ IRの観点からも、夜の街のシーンを国際色豊かなものにするべく、ある種「国際版飲みニケーション」の場として自然発生的にダンス出来る場は不可欠である
  - ・ 一方、ダンスは小学校～高校の必修科目となるなど、むしろ次世代を担う人材には促進する方向にある。イメージを捉えた表現や踊りを通じた交流を通して、仲間とのコミュニケーションを豊かにすること目的とした同方向性は、オクテで遠慮ガチ、コミュニケーション下手な日本人の国際化にもプラスな流れである
  - ・ “Let's DANCE”の署名運動は15.5万人を集める。超党派60人の議連も発足
- 要望：「ダンス」を風営法の規制対象から撤廃すべき。

## **国内の人材育成に関する課題**

### **<学習指導要綱・大学設置要綱の撤廃>**

- 課題：国際人材の育成及び排出というのは、次代の日本の成長戦略になくてはならないテーマであるとする。しかしながら、現代においてもなお戦後の教育基本法に基づいた「学習指導要綱」を順守しつづけているため、国際人材輩出に向けた観点からは、義務教育における学習カリキュラムが形成されない。
- 課題：上記の課題は、昭和 31 年に施行された学校教育法以来、大学のカリキュラムを規制し続けている「大学設置基準」も同様である。例えば女子大の家政学科などは衣食住をトータルで企画提案するライフスタイル学科化すれば、多くの雇用人材を産めると思われるが、現状では学科の変更すらできない。  
高度成熟化し、少子高齢化など多くの環境変化にも関わらず、その変化に学校教育が対応できない現実は、急速にグローバル化が進む現状から全くかけ離れている。
- 要望：教育基本法に基づいた「学習指導要綱」、学校教育法に基づいた「大学設置基準」は撤廃すべき。